



愛媛県報

発行 愛媛県

平成24年9月18日火曜日 第2404号

◇ 目次 ◇

地籍調査の成果の認証.....	785
土地改良区役員の住所の変更の届出.....	785
介護員養成研修事業者の指定.....	785
道路の区域変更（県道伊予松山港線）.....	785

公 告

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請の公告.....	785
-------------------------------	-----

告 示

○愛媛県告示第1140号

次の地籍調査の結果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成24年9月18日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地 域	調 査 期 間	成果の名称
宇和島市	津島町下畑地の一部	平成22年度から平成23年度まで	宇和島市の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

平成24年9月18日

○愛媛県告示第1143号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成24年9月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市南吉田町321番地3から同町635番地1地先まで	旧	メートル 9.2～12.6	キロメートル 0.330	
			新	27.6～66.0	0.380	

公 告

○公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定に基づき、特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成24年9月18日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1141号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、朝倉村土地改良区から次のとおり役員が住所を変更した旨の届出があった。

平成24年9月18日

愛媛県東予地方局長 俊野健治

役員の種類	氏 名	住 所	
		変 更 前	変 更 後
理 事	阿 部 正 人	今治市朝倉北甲591番地6	今治市朝倉北甲434番地

○愛媛県告示第1142号

介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第3条第1項第2号の規定により、次のとおり介護員養成研修事業者を指定した。

平成24年9月18日

愛媛県中予地方局長 岡本 靖

介護員養成研修事業者の名称又は氏名	介護員養成研修事業者の所在地又は住所	研修の課程	指 定 年 月 日
株式会社日本教育クリエイト（三幸福祉カレッジ松山教室）	東京都新宿区西新宿一丁目23番7号 新宿ファーストウエスト	訪問介護に関する2級課程	平成24年9月7日
株式会社タスク	松山市大手町二丁目6番地10	訪問介護に関する2級課程	平成24年9月7日

申請年月日	特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成24年 8月31日	特定非営利活動法人アクティブボランティア21	野 本 千壽子	松山市天山 2 丁目 3 番27	この法人は、不特定かつ多数の者に対して、保健・福祉の増進、社会教育・まちづくりの推進、スポーツの振興、環境の保全及び浄化、国際協力及び子どもの健全育成に関する事業を行い、公益の増進に寄与することを目的とする。